

平成 27 年 6 月 5 日
東京湾再生推進会議モニタリング分科会
九都県市首脳会議環境問題対策委員会水質改善専門部会
東京湾岸自治体環境保全会議
東京湾再生官民連携フォーラム東京湾環境モニタリングの推進プロジェクトチーム

東京湾環境一斉調査について

(東京湾における流域及び海域の環境一斉調査)

～参加機関・実施予定の関連イベント等を募集しています～

東京湾再生推進会議モニタリング分科会、九都県市首脳会議環境問題対策委員会水質改善専門部会及び東京湾岸自治体環境保全会議では、平成 20 年度から、国や自治体のほか企業及び市民団体等の参加を募り、東京湾岸域及び流域各地において、東京湾環境一斉調査（東京湾における流域及び海域の環境一斉調査）を実施しています。平成 26 年度からは、東京湾の環境再生への関心の輪がさらに広がっていくことを期待し、東京湾に関わりをもつ多様な主体で構成される「東京湾再生官民連携フォーラム」の「東京湾環境モニタリングの推進プロジェクトチーム」とも共同で本調査を実施しております。

本調査は、多様な主体が協働しモニタリングを実施することにより、国民・流域住民の東京湾再生への関心の醸成を図るほか、東京湾とその関係する陸域の水質環境の把握及び汚濁メカニズムの解明等を目的としています。平成 26 年度は国、自治体、大学・研究機関のみならず、数多くの企業や市民団体等、あわせて 155 機関が参加し、689 地点で水質調査を実施しました。また、生物調査の実施報告が 10 件あり、環境啓発活動等のイベントが 19 件開催されました。

本年度も、本調査へご参加いただける企業や市民団体の方々を募集いたしますので、東京湾の環境について考える機会として是非ご活用ください。本年度の調査では、本年 5 月に東京湾再生推進会議において、「東京湾再生のための行動計画（第二期）」の評価指標を決定したことを受けて、水質の調査項目を追加（透視度等）しております。

本調査への参加をご希望の場合は、別紙 1 に調査内容等をご記入のうえ、**6 月 19 日（金）**までに各自治体担当者又は下記の申し込み先までご送付下さいますようお願いいたします。また、他の企業や市民団体の方々に本調査への参加についてお声がけくださいますよう併せてお願いいたします。

平成 27 年度東京湾環境一斉調査

1 実施日

平成 27 年 8 月 5 日（水） 予備日 平成 27 年 9 月 2 日（水）

なお、実施日の前後に実施される調査についても対象とします。

2 主催

東京湾再生推進会議モニタリング分科会

九都県市首脳会議環境問題対策委員会水質改善専門部会

東京湾岸自治体環境保全会議

東京湾再生官民連携フォーラム東京湾環境モニタリングの推進プロジェクトチーム

3 後援

一般社団法人 日本経済団体連合会

4 参加予定機関

海上保安庁、環境省、国土交通省 関東地方整備局、水産庁、九都県市ほか東京湾岸・流域自治体、大学・研究機関、NPO等の市民団体、企業

5 実施内容

東京湾の海域又は流域河川における下記の調査又は活動

水質調査：実施日 における溶存酸素量（DO） 化学的酸素要求量（COD） 水温、塩分、流量、透明度、透視度等の水質調査の実施。

生物調査：平成 27 年 7 月から 9 月 に実施される生物調査の実施。

環境啓発活動等：平成 27 年 7 月から 9 月 における、水質改善等に関する普及啓発活動を含むイベントの実施。

調査・活動の実施日・対象時期は目安であり、その前後に実施される調査・活動も対象とします。

参加機関の募集について

本調査への参加とは、8月5日(水)前後に東京湾岸域及び流域での水質調査を実施すること、今年7月から9月に生物調査を実施すること、今年7月から9月に環境啓発活動等のイベントを行うことをいいます。別紙2『平成27年度東京湾環境一斉調査への参加方法』と別紙3『東京湾環境一斉調査への参加についてのQ&A』も併せてご一読ください。本調査へご参加いただいた皆様の機関名・団体名につきましては、広報資料等に掲載させていただきたいと考えております。

本調査へのご参加を希望される方は、**6月19日(金)までに**各自治体担当者又は下記の申込先まで別紙1の参加申込書をご送付ください。不明な点がございましたら、問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いいたします。

申込先 FAX：03-5500-7154 E-mail：brp@jodc.go.jp

(担当：海上保安庁海洋情報部環境調査課 渡邊・森岡)

取材の申し込みについて

海域の調査では、船舶による調査を行う機関があります。乗船して取材をご希望の報道機関は、6月30日(火)18時までに次の連絡先までFAX又はメールで御連絡ください。取材内容に応じて、取材可能な参加機関を御紹介いたします。

連絡先 FAX：03-5500-7154 E-mail：brp@jodc.go.jp

(担当：海上保安庁海洋情報部環境調査課 渡邊・森岡)

結果の公表

東京湾環境一斉調査の結果については9月末頃までに下記ウェブサイト概要に掲載する予定です。過去の調査結果及び東京湾再生推進会議の活動についても同ウェブサイトをご参照ください。

http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TB_Renaissance/index.html

問い合わせ先

東京湾再生推進会議モニタリング分科会事務局
海上保安庁海洋情報部環境調査課
渡邊（わたなべ）・森岡（もりおか） 03-5500-7153
環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
山田（やまだ） 03-5521-8320
九都県市首脳会議環境問題対策委員会水質改善専門部会事務局
千葉県環境生活部水質保全課
在原（ありはら） 043-223-3816
東京湾岸自治体環境保全会議事務局
横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課
大森（おおもり）・鶴久森（うぐもり） 045-671-2489
東京湾再生官民連携フォーラム
モニタリングの推進プロジェクトチーム
古川（ふるかわ） 03-5404-6805

参考 「東京湾再生推進会議」

平成 13 年 12 月に都市再生本部の都市再生プロジェクト（第三次決定）として、水質汚濁が慢性化している大都市圏の「海の再生」を図ることとされたことを受け、平成 14 年 2 月に関係省庁及び関係地方公共団体を構成員として設置された。平成 15 年 3 月に策定された「東京湾再生のための行動計画」については、平成 25 年 5 月に本行動計画の期末評価を実施した。また、平成 25 年からの「東京湾再生のための行動計画（第二期）」を策定し、引き続き取組を進めている。

なお、推進会議の下部機関として「幹事会」、「陸域対策分科会」、「海域対策分科会」、「モニタリング分科会」が設けられている。

「九都県市首脳会議環境問題対策委員会水質改善専門部会」

平成元年 6 月の「首都圏環境宣言」を踏まえ、九都県市（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）が協調して取り組むべき方を検討するため、平成元年 11 月に環境問題対策委員会のもとに設置された水質改善専門部会は、東京湾の水質改善に係る下水道の整備、富栄養化対策等に関する事項の調査、検討、情報交換等を行っている。

平成元年当時は六都県市（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・横浜市・川崎市）

「東京湾岸自治体環境保全会議」

昭和 48 年 6 月に開催された「東京湾を囲む都市の公害対策会議」において東京湾の環境保全と広域的対策を図るための早急な機構整備の必要性が提案されたことを機に、昭和 50 年 8 月に設立された。東京湾岸に面する 1 都 2 県 16 市 1 町 6 特別区の 26 自治体で構成され、住民への環境保全に係る啓発や、連带的・統一的な環境行政の推進を目的に湾岸地域の環境保全に取り組んでいる。

「東京湾再生官民連携フォーラム」

「東京湾再生のための行動計画（第二期）」では、多様な関係者の参画による議論や行動の活性化・多様化を図るための組織の設立が掲げられた。このことから、平成 25 年 11 月に「東京湾再生官民連携フォーラム（以下「フォーラム」という）」が設立された。

フォーラムでは、東京湾再生に意欲を持つ多様な人々が集い、現状や課題を理解・共有し、共に解決策を模索し、東京湾の魅力を発掘・創出・発信すること等により、東京湾再生の輪を広げる活動に取り組むこと、そうした活動から育成・醸成された多様な関係者の多様な意見を尊重しつつ総意をとりまとめ、「東京湾再生推進会議」へ提案する役割が期待されている。現在までに「東京湾環境モニタリングの推進プロジェクトチーム」を含め7つのプロジェクトチームが立ち上がっている。

平成 27 年度東京湾環境一斉調査 参加申込書

団体名
住 所
担当者名
連絡先 (TEL)
(E-mail)

1. 水質調査の実施予定

測定項目	測定方法	観測地点・海域	取材の可否	備 考 (団体の紹介等)

測定方法については、使用する観測機器や観測手段などについてご記載ください。
報道機関等から取材の申し込みがあった場合に、対応可能かどうか記載をお願いします。

2. 生物調査の実施予定

調査対象生物	調査項目	調査地点・海域	調査時期	備 考

生物調査結果の報告様式については、後日配布いたします。

3. 環境啓発活動等のイベント実施予定

開催場所	実施日	イベント名 (活動内容)	主催・問合せ先

実施状況の報告様式については、後日配布いたします。

ホームページ、広報、東京湾環境マップ等の公表資料に掲載する写真を募集します。水質調査・生物調査・環境啓発活動等のイベントで撮影した写真の提出についてご協力をお願いいたします。

平成27年度東京湾環境一斉調査への参加方法

1. 水質調査の実施

8月5日¹に以下の項目²の測定³を実施し、別途指定する期限内にデータを事務局までご提出ください。データの提出は事務局指定の様式にしたがってください。

海域

水温、塩分、溶存酸素量(DO)、
化学的酸素要求量(COD)、透明度
原則として海面下0.5m～海底上1mまで
1m毎に鉛直方向に観測



陸域

水温、化学的酸素要求量(COD)、
流量、溶存酸素量(DO)、透視度
河川では、流心(水面から全水深の20%
の位置)部で調査

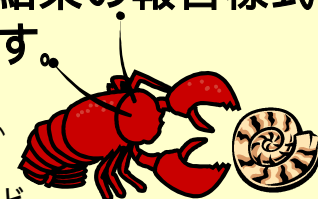


- 1: 8月5日に実施が難しい場合は、できるだけ8月5日の前後数日に測定を実施してください。
- 2: 全ての項目について測定が実施されることが望ましいですが、測定が困難な項目については除外していただいて結構です。
- 3: 基本的には海・河川等の公共用水域での測定をお願いしていますが、困難な場合は、排水口での測定でも参加可能です。

2. 生物調査の実施

概ね平成27年7月～9月に実施した水生生物調査⁴の結果を事務局までご報告ください。調査対象とする生物種、調査地点等の指定はありません。後日、生物調査結果の報告様式を電子メールで配布いたします。

- 4: 例) 干潟や潮だまりでの生物観察、
潮干狩り等での採取生物、
釣りイベントでの釣果報告など



3. イベント等の実施

海や河川の環境改善に向けたイベント等を企画・実施⁵する場合に、事務局までその概要をご報告ください。規模、対象等の指定はありません。後日、イベント実施の報告様式を電子メールで配布いたします。

- 5: 実施時期については、概ね7～9月としてください。

参加申込書にご希望の参加形態及び必要事項を記入し、6月19日までに事務局までご提出ください。

東京湾環境一斉調査への参加についてのQ & A

Q1．事業所等の排水口を水質調査の観測点にしてもよいですか？

A1． 基本的には、近くの海や河川等の測定をお願いしていますが、貴社が通常行っている排水口での測定でも参加可能です。

この一斉調査の取組では、できる限り多くの企業やNPOの皆様の参加を求めています。是非ともご参加ください。

Q2．測定日、測定項目をもう少し具体的に教えてください

A2 現場での測定作業は8月5日、又は8月5日近辺(8月5日の含まれる1週間)に行っていたら、測定データを可能な限り早く提出いただきたいと思います。

測定項目は、陸域の河川等では、水温、化学的酸素要求量(COD)、流量、溶存酸素量(DO)、透視度、海域では、水温、塩分、溶存酸素量(DO)、化学的酸素要求量(COD)、透明度のそれぞれ5項目としています。全ての項目について測定が実施されることが望ましいですが、測定が困難な項目については除いていただいても結構です。

排水口での測定は、通常測定して頂いている汚濁負荷量の測定項目などで結構です。

Q3．測定方法はパックテストなどの簡易測定法でもよいですか？

A3 水質汚濁の解析や研究のためのデータはJIS法等による測定が望ましいと考えています。

従って、企業の皆様の参加の場合は可能な限りJIS等の公定された測定方法によりお願いします。しかし、パックテストなどの簡易測定法による参加も可能です。できる限り多くの企業やNPOの皆様にご参加いただきたいと思いますので、是非ともご参加ください。

Q4．透明度調査はどのように行えばよいでしょうか？

A4 透明度は、透明度板(セッキー円盤)と呼ばれる直径30cmの白色円盤を水中に沈め、上から見える限界の深さを調べるものです。透明度の調査には、自作した道具を用いていただいても構いません。また、詳しい調査方法は海洋観測指針(気象庁)に記載されています。なお、調査に際しては、くれぐれも事故のないようご注意ください。

参考HP(文理): <http://www.ecology-kids.jp/research/a05.html>

Q5．観測地点の緯度経度の調べ方がわからないのですが

A5 海上保安庁のホームページ <http://www4.kaiho.mlit.go.jp/CeisNetWebGIS/> や、国土地理院のホームページ <http://watchizu.gsi.go.jp/> で調べることができますので、できるだけ各調査点の緯度、経度について度・分・秒でご記入くださいますようお願いいたします。

Q6．一斉調査のデータはどのように、公表されるのですか？

A6 調査により測定されたデータは、原則として誰でも活用できるよう、ホームページ上で公開する予定です。

Q7. データは公表するほかにはどのように利用されるのですか？

A7 ご提出頂いた調査結果は、データベース化し、どなたでもご自由に活用できるようにホームページ上で公開する予定です。また、これらのデータは、国や地方自治体の研究機関、大学等が研究を行う時に利用されることが考えられます。

昨年度までの調査結果は東京湾環境情報センターのホームページからダウンロードができるようになっています。 <http://www.tbeic.go.jp/WEBGIS/Download01.asp>

Q8. この調査の成果はどのようにまとめられるのでしょうか？

A8 調査によるデータが収集されましたら、「東京湾環境一斉調査ワークショップ」を開催し、一斉調査参加者と東京湾の環境研究者によって解析を行う予定です。開催概要が決まりましたら、調査参加の皆様へご案内いたしますので、是非ご参加ください。一斉調査及びワークショップの成果として、報告書のほか「東京湾環境マップ」を作成します。

なお、東京湾環境マップや、東京湾再生推進会議のホームページ等の公表資料に掲載するため、調査やイベントの写真を募集しますので、皆様ご提供くださいますようお願いいたします。